

令和4年度 第3回焼津市下水道使用料等審議会 会議録

1. 日 時 令和4年10月21日（金）午後2時～

2. 会 場 焼津市役所 水道庁舎2階 災害対策室

3. 出席者

（委員） 佐藤 和美委員（会長）、大石 康夫委員、青島 一貴委員、大越 七重委員、
杉木 敏雄委員、藪内 重樹委員、長谷川 寛委員、加藤 義則委員

（事務局） 増田上下水道部長、山内下水道課長、望月計画管理担当係長、
山田公共下水道担当主幹、岩辺処理場担当主幹、中村計画管理担当主任主査

4. 議 題

- 審議
 - （1） 前回の振り返り
 - （2） 下水道使用料の使用料体系について（説明・提案・審議）
 - （3） 答申書について（説明）
 - （4） 次回の日程について（説明）

5. 決定事項

- 下水道使用料の使用料体系について
 - ・ 一般汚水の使用料体系は A 案に決定
 - A 案 … 基本使用料と従量使用料を均等に 17%改定する
 - ・ 公衆浴場汚水の使用料体系の設定方法は現行と同じとする
 - 基本使用料…一般汚水と同額
 - 従量使用料…一般汚水の 10 m³～100 m³の使用料の 2 分の 1
 - ・ 水質使用料の単価は据置き、引き続き採用する

6. 審議内容 別紙のとおり

審議内容

(1) 開会

事務局 皆様こんにちは。

本日はお忙しい中ご出席を賜り誠にありがとうございます。

定刻前ではございますが皆様お揃いでございますので、ただいまより、第3回焼津市下水道使用料等審議会を開催いたします。

なお、欠席の委員のお二人につきましては、本日ご欠席される旨の連絡を事前にいただいておりますので、ご報告します。

また、会議録作成のため、当審議会の内容を録音させていただくとともに、第1回審議会で決定した通り、本審議会は非公開といたしますことをご承知おきくださいますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染拡大予防対策としまして、換気や消毒等を行いますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、第2回審議会では、下水道使用料の改定率について、審議をいただきまして、1回目の改定率を17%とすることで決定していただいたところでございます。

本日は、第2回審議会の振り返りをさせていただいた後に、下水道使用料体系の案を事務局からお示しいたしまして、その設定について説明させていただきます。

その後、委員の皆様にご審議をいただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは会長よろしくお願い申し上げます。

(2) 会長挨拶

会長 皆様こんにちは。

本日はお忙しい中、お集まりくださいますありがとうございます。

今日は第3回目の審議会ということになります。

これまでの審議会では、先ほど課長もお話になられましたように、下水道事業を財政面から見て、その使用料改定が必要であるかどうか、これについてまず審議をしてみました。

そして、使用料改定の必要性が認められるという結論から、前回の審議会では、10年間で2回の改定及び使用料の改定率を決めてまいりました。

本日は体系について審議していこうというところでございます。

本日も貴重なご意見を期待しております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(3) 審議

議長 本日はお二人がご欠席ということですが、8名の委員が出席しておりますので、本日の会議は焼津市下水道使用料等審議会条例第6条第2項で定める会議の開催要件「委員の過半数が出席」を満たしていることを確認いたしました。よろしくお願い申し上げます。

早速議題に入ってまいりたいと思います。

議題の1、2です。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 説明に先立ちまして、今回お配りしております資料の確認をさせていただきます。

まずは次第でございます。2ページ目が、審議会席次表となっております。

続いて、A4のスライド資料、「第3回焼津市下水道使用料等審議会」です。

続きまして、クリップ留めしたA3の資料「下水道使用料体系（案）」、右上に資料①・②と表示してあります。

最後にA4資料「公共下水道使用料についてのアンケート結果」の4点でございます。ご確認をお願いいたします。

それではスライド資料をもとに説明を申し上げます。

（スライド資料「第3回焼津市下水道使用料等審議会」、「下水道使用料体系（案）」「公共下水道使用料についてのアンケート結果」をもとに使用料体系について説明・提案）

以上、使用料体系の説明と提案でございました。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局より使用料体系についてご説明とご提案がございました。これから審議に入りますけれども、前回と同様、審議に入る前に2点お願いをいたします。

まず1点目が、本審議会の審議内容等につきましては、会議録を作成いたします関係から、発言をされる場合には、まず議長の許可を得ていただきたいということ。次に2点目でございますが、会議録にはお名前は記載いたしません、発言をされる前にお名前を述べていただきますよう、よろしくお願いいたします。

今回の審議会では、使用料を17%改定するにあたり、一般家庭などの小口使用者や、事業者などの大口使用者にどのように負担していただくかを具体的に決めるために、使用料体系について審議することを目的としております。今回は審議を行い、決定は次回、第4回審議会を予定しております。

先ほどの説明では公衆浴場汚水と水質使用料のご説明もありましたが、その二つの方針については後ほど確認することとしまして、まずは、使用料体系について審議をしてまいりたいと思います。後ほど皆様のご意見を伺いたいと思いますので、まずはご質問などいかがでしょうか。ここがよく分からなかったという形で説明をまたお願いするというようなことでも結構でございます。

委員 すでに説明があり、聞き漏らしかもしれませんが質問させていただきます。

一つは下水道使用料の割合は基本使用料が41.6%ということで、安定しているというようなお話がありました。それは他市町と比べて、下水道の従量使用料が減っても基本使用料が高ければ、焼津市に関しては収入が確保できるという考え方でいいのかな、ということ。

それともう一つ、終末処理場の汚水の量と、私達が毎日使う水道が下水道へ流れていく量とは、どの程度差があるものか、その理由は何かとということ。もし相当差がある場合、この全てを下水道の使用料で賄っていいのかどうか、一般会計で補填するべきではないかという疑問があるので、その辺りのことが分かったら教えてもらいたいなど。

事務局 まず基本使用料と従量使用料についてのご質問でございます。基本使用料というのは、委員のおっしゃったように、使用水量が多くても少なくても1件につきいくらかという形でいただくものです。下水道区域内の人口につきましては、少しずつ減少している状況ではございますが、基本使用料につきましては、水量に影響されるものではありませんので、水量の減少に伴わず、一定程度が確保できるということになります。従量使用料につきましては景気の動向などで節水志向が進んでおりますので、使用する水量が年々減っております。基本使用料の割合が高いということは、水需要に影響される部分は少ないということになりますので、お見込みの通りでよろしいかと思っております。

2点目の有収水量の質問になりますけれども、いわゆるお金になった水量というのは、有収水量という形が出る統計となります。令和3年度につきましては、総処理水量約3,963千 m^3 、有収水量約3,371千 m^3 でしたので、有収率は85%になっております。こちらにつきましては、100%になっていないという現状があります。汚水を流してから処理場で処理するまでに、地下からの浸入水であったり、雨天時における浸入水等があることが原因です。今年度におきましては、雨天時浸入水の対策計画を進

めている段階であります。

事務局 今の説明に補足してお話させてもらいます。

今、おおむね 15% ぐらい不明水といいますか、本来、下水管は汚水だけ入る、焼津の場合は分流式と言いまして、雨水は側溝だとか水路、汚水は下水管に入るといって形で計画しておりますけれど、ただ下水道はどうしても管やマンホールの継ぎ手の部分等々から若干水が入ってしまう状況が焼津のみならず全国的にあります。下水道事業者としましては、一つ問題として、全国的にまだその対策が、なかなか進んでない状況もございます。そういった中で今年から、とにかくこの不明水の対策をしっかりと取り組んでいかななくてはならない、そういった中で、対策計画をこれからしていくといったところでございます。

委員 要するに浸入水があるということですね、はい、分かりました。

委員 ちょっとお尋ねしたいのですが、前回 5 年前の審議会、前回の予定・予想に対して、結果的にはどのような結果が出ているのでしょうか。前は改定することによって良い方向へ向かうはずで改定したがそれが足りなかったのか、それとも十分その結果が残せるということなのか。そうすると、これだけ情勢が変わってる中でまた同じようなことが起こると次回に改定するときこの 14.5% が、当然それがまた変わってきてしまうという予想が出るのですが、その辺のところを行政はどのように考えているのか、ということをお答え願いたいと思います。

事務局 下水道事業につきましては、令和元年度から、特別会計から企業会計という形に移行しております。企業会計に移行したことによりまして、減価償却費など非現金性の考え方が入ってきています。令和元年度を境に、考え方というのが変わってきているものですから、単純なところでの比較がなかなか難しいところはあります。前回の改定においては、繰出金の額をどこまで低減させるかというところで検討しておりました。その中で平成 30 年度の使用料改定で使用料収入は増加していることから、赤字幅の縮減に繋がっているものと考えております。

委員 もう少し細かいところまではお答えできませんか。

事務局 すいません、委員の求められている数値的なものというのはすぐに示せるものではございませんが、説明にもありましたように、前回の改定では、長年、下水道使用料を改定してこなかったものから、一度に引き上げることもできませんので、一般会計からの繰入金をどの程度減らせるかというようなことと、負担をしていただく市民の皆さんや企業の皆さんの負担増とのバランスを考えながら改定を行ったものでございます。委員がご心配されている十分かという点につきましては、当然に不十分であるというような結論でございます。

理想としますのは、下水道が下水道事業だけで、要は黒字といかないまでも収支均衡までいくということが理想ではございます。全国的に実現できていないというような現状から国の指導等もあり、今回、10 年で 2 回の改定を行い、使用料単価 150 円を目指すというものでございます。これ自体もあくまでも段階的なものでございまして、さらにその先にこういった形がいいかということは更に考え続けなければならないというふうに考えております。以上でございます。

委員 ご回答ありがとうございます。1・2 回目のときにも言われていたと思うのですが、使用料単価 150 円、いわゆる 1 m³ に対して 150 円、これにもっていった場合に国からの補助のお金があるという話をしましたが、それを目指すと、下水道使用料の運営を 100% 回収できるということになるのですね。

事務局 総務省から出ております使用料単価 150 円、これを達成すると、経費回収率が 100% ということになり、下水道事業としましては、収入と支出が均衡となり、ちょうどバランスの取れる形になってまいります。

議長 150 円まで上げることによって、基準外繰入というものが認識されなくなるということになります。

だから今回の改定ではそこに目標値を設定したんですね。おそらく前回使用料改定のための審議会時にはそのような考えはなかつただろうと思います。

委員 ありがとうございます。

議長 他にご質問等はございませんか。よくわからなかったところの説明をお願いしたいといったことでも結構です。

(質疑等がないことを確認)

議長 それでは、お1人ずつA～D案、自分だったらどれを採択するか皆様からご意見を伺いたいと思います。できましたらどの案がよろしいかおっしゃっていただければと思います。

委員 そこが非常に難しいのですが、いろいろな経費がかかって収支とのバランスを取らなくては行けない、これはもう十分わかります。最終的には個人の負担がどの程度の金額であるならば納得するかどうか、妥協できるか、その辺りに落ち着くのかなというふうに思います。その中でどのような状況の皆さんに負担増をお願いするのか、どこに落としどころを見つけるかというところではないかなと、そのような感じでございます。ですので、私自身も、この中のA～D案、どれが良いか選べない、ちょっと…駄目でございます。以上です、申し訳ありません。

議長 わかりました。では、順番にご意見をいただいてまいります。

委員 A案が良いのではないかと思いました。A案の特徴に書いてあるように使用量に関わらず、公共下水道を使う皆さんに平等に下水道使用料を取れるということで選びました。

議長 基本使用料、従量使用料を17%ずついただく、従来通りで、ということですね。では、委員お願いいたします。

委員 私もA案でいけたら良いのではないかと思います。令和5年に上げて、その後5年後に上げると。今の物価の高騰から言って、17%上げて、これから物価が下がるということはない気がします。そうすると5年先に今のパーセンテージで大丈夫なのかという不安もあります。基本使用料と従量使用料を17%上げて様子を見てという形になるだろうと思います。ここで一気に上げて良い気がしないでもないですが、一般的な私たちの財政から言ったら、いろいろなものが値上がって非常に辛いという現状もあって今の現状ではA案が妥当かと思えます。

委員 私は特に課題とか問題はね、何でも早く解決するという考えでやっていただいた方がいいと思います。上げるものは上げる、良い改善を早めにしていくということではないでしょうか。A案で良いです。

これは蛇足ですが初めてここに来て勉強させていただいたのが、どこかから入ってくる不明水というものを初めて知りました。やはり良い勉強になったと思います。

委員 前回か前々回からお話を聞いている中で、段々使う水が少なくなる、当然人口が減少していくわけですから。それも踏まえていかなければと思うのですが、やはり少なければ少ない方がいいものですから、気持ちとして納得してくれるかと。私自身も、少ないならということで、A案ですね。

委員 結論から言いますと私もあえて変更する必要はないと思まして、A案が良いと思います。

委員 A案で良いかと思えます。

第1回目の時の焼津市の汚水処理に関するところで、全国的に言ったら汚水処理人口の普及率が92.1%、静岡県では82.9%です。令和元年度の焼津市では69.6%、近年で71.1%に上がっていますけれども、このところで焼津市の公共下水道の使用は21.5%に広がってますね。これはもう開発はしないということですが、あとは合併浄化槽とコミュニティプラントを伸ばしていくということなのではないでしょうか。それと、1回目のときの下水道使用料の推移でも2回目、3回目も出ていますけれど昭和54年から、平均10～100㎡の分で53円、68円、91円で前回平成30年に103円に上げられてい

るということで今回は良い塩梅、妥当な線かなと思います。下水道をこれ以上推進しないということは、あとは合併浄化槽とコミュニティプラントというものを市としては推進し、普及率を100%に近づけると考えて間違いないでしょうか。

事務局 処理水を正しく処理する施設として公共下水道か合併浄化槽、それからコミュニティプラント、その3つが考えられますので、今お話があった通り、公共下水道については、当面拡張するという事は考えておりませんので、必然的に合併浄化槽の推進を図っていくこととなります。平成13年に浄化槽法が改定されまして、今建築して排水処理をしようとしたら、単独浄化槽は使用できなくなります。合併浄化槽でなければならないといったところでもありますので、建て替えに伴って合併浄化槽を推進するというのが一つ。そして、今、単独浄化槽の方々には、合併浄化槽に切り替える時に市・県・国と連携して、最大65万円の補助金を出すという形で推進しているところでございます。

それと、大井川環境センターにおいては、今までの倍以上の処理能力があるし尿処理施設を建築しまして、バキューム車でし尿処理汚泥を、そちらの方に持っていく形になりますけれど、しっかりそのし尿処理の体制も取っているところでもあります。いずれにしても、汚水処理の普及率向上に向けては合併浄化槽の方にしっかり力を入れて取り組む所存でございます。

議長 さて、皆様のご意見を伺いますと、全員A案ということですが、よろしいですか。

(1人目の委員に確認・承諾)

ありがとうございます。全員でA案ということになりました。

実は私も、もし選ぶとしたらですね、A案が良いというふうに考えていました。経営の安定という意味では、基本使用料を高くして安定的に収入を得ていくという考え方があると思います。また焼津市の特徴として逓増度が低い。大口使用の方にとっては、ほかの自治体と比べてかなり配慮された状況ということですね。この後10年後、状況というのは変わってくると思います。150円まで上がったとしてもやはり使用水量の減少等、そういったもので採算がなかなか取れないという事態も起きかねません。そうなった時にもう一度体系を考え直すことにして、今回は、基本使用料及び逓増度について現状を維持しこの割合で推移しても良いのではないかと、私自身はそんなふうに考えておりました。今回この時点で全員の方がA案で一致しました。

本日ご欠席の委員お二方に事前に説明をなされている、ということでご意見をいただいているそうですので、お二人のご意見がどのようなものであるかお聞かせ願いますでしょうか。

事務局 事前に欠席する委員のお二方に事務局の方から説明させていただきました。

委員からは使用料体系の説明をさせていただきましたところ、「どの案が良いというふうにはありませんけれども、皆様の多数派の意見で、賛同させていただきたいと考えています」という意見をいただきました。補足して、「事務局には使用料改定は2回に渡って行うということ、よくよく市民の方には周知していただきたい。改定は1回ではないということ、市民の方々に理解していただく必要がある」という申し出があります。

続いて、もう1人の委員からは「基本使用量と従量使用料を引き上げた上で使用水量に見合った改定になるのが一番良い。ご商売をされている方の使用する水量がなかなか想像しにくい。使用料体系の説明自体は理解しました。どの案が良いという意見は特にありませんので皆様の多数の意見で、賛同したいと思います」ということで意見を承っています。

議長 はい、ありがとうございます。ということはお二人とも多数派の意見で良いというご意見でございますね。

事務局 左様でございます。

議長 ということは、委員の皆様全員がこのA案に賛成ですね、その点を確認いたしました。

では残りの時間で、公衆浴場汚水、それから水質使用料、この2点について皆様から方針の確認を取らせていただきます。まず公衆浴場汚水についてですが先ほど説明がございました、対象が焼津市内では2件ということでございます。事務局の提案通り、決定した使用料体系に基づき基本使用料は同額に、従量使用料一般汚水の10～100 m³の水量区分単価の2分の1とする提案ですが、ご質問やご意見はありますでしょうか。

(質疑等がないことを確認)

議長 質疑や意見がないようですので、この提案について承認ということによろしいでしょうか。

(異議がないことを確認)

議長 ありがとうございます。ではこの点については事務局の提案通りということ。

2点目でございますが、水質使用料についてはその目的を鑑み、引き続き採用し、単価については据え置くというご提案でしたが、この点についてご質問、ご意見はございますでしょうか。

(質疑等がないことを確認)

議長 それでは事務局の提案通りということで、皆様ご承認くださいますでしょうか。

(異議がないことを確認)

議長 ありがとうございます。ではこの2点についてはそのようなことで。

先ほどの使用料体系ですが、皆様のご意見が一致したということですので、本日は審議のみという最初の予定でございましたが、休憩後に決定の方向に進ませていただきたいと思います。

とりあえずここで休憩を取らせていただきます。

委員 すみません、一つだけ質問させていただきたい。全国的には下水道普及率はある程度高い。他市において、下水道をどのように考えているのか。焼津市では、今使ってる地域が前提ということですが、その中でも人が段々欠けていくわけですから、その点を現実問題としてお聞きしたい。

事務局 ご説明申し上げます。

これは全国的にですね、人口の減少というのは、本当の首都圏といったところを除いて全国的に実際起きていることでございます。将来的な見通しも人口は減っていくという見通しでございます。委員のご指摘の通り、公共下水道の普及率は、全国的にはほとんど8割位ですね、普及率がありまして、例えば市民の8割の方たちが、委員のおっしゃるところの本下水を使っているというような現状でございます。ですから、一般には地域の人口はこれから減っていけば、下水道を支える人口も減ってしまうということで、これは全国的な問題として懸念されております。そういったことであるものですから、国としては「必要なお金はいただきなさい」ということでまずは150円という目標を立てて、今まで場合によっては政治的に意図的に下げてしまったとか、そういうものもあるのですが、まずは150円を目指してくださいというような方向でございます。

なおかつ無理に公共下水道を広げるのではなく、要は家がポツンとしかないところまで何百mも下水道管を引っ張って汚水を取るというのは、非常に不経済ですので「そういうことはもうやめなさい」ということで、残る2割の区域については、公共下水道みたいなものが合理的で家がいっぱいあるから汚水を取りに行き、家が少ないならそれは合併浄化槽にきなさいと、もしくは集落排水とかそういう小さな団体でまとまっているのはそういう排水にきなさいということで今指導を受けているところでございます。

焼津市におきましては、前回説明させていただきましたように、平らで地下水位が高いという状況がですね、公共下水にとって非常に困難な状況でございます。その代わり水道については平らなものですから、圧はあまり要らないのでポンプで水道が非常に安くできるのですが、下水道は非常に高くなるというような地形でございます。そういう中で、今下水道が普及しておりますのは、いわゆる今人

口が密集している地区でございませう。これから市の方針としましては、いわゆる市街地を活性化させて、住み良くしてそこに人口を集めてコンパクトにしていくというような政策をとろうとしております。焼津市におきましては、全国的に見れば地域が狭く、人口も多いですから、ある意味、現在の姿がコンパクトであるというようなことも言えるのですが、方策としては市街地を住みやすくして人を集めて、また外から人を呼び込む、観光とかで呼び込むことによりまして、いわゆる下水道の使用が増えていくようになれば使用料もそんなに高騰しないで、住んでる人のみならず、交流人口が増えることによって、下水道使用量が増えて商売も儲かって、私共も安定した経営ができるという、そういった政策をですな、取っていかうかと思っております。

他市におきまして多分状況は同じでございまして、逆に手広く広げすぎてしまったところは、今度は大きな下水道を維持しなくてはならないということで、これから苦しい状態になるのではないかと考えられます。

議長 委員の知り合いの方、ご近所の方で接続していない方には勧めていただきたいと思っております。
委員 うちの方でもやっているのですが、空き家が多くなりすぎて、本下水に繋ぐのがストップしています。そういうところが結構多いです。

議長 では、5分間休憩いたします。
(定刻まで休憩)

議長 それでは、後半に入って参りたいと思っております。

使用料体系について先ほど審議をしていただきました。そこで、皆様、A案というお話でございました。本来は、本日は審議のみという形でしたけれども、皆様のご意見がまとまっておりますので、本日決定の段階に進みたいと考えております。

先ほど事務局とも協議いたしました。ある程度意見の方向性が見えておりますので、委員の皆様にも異議がなければ、当初の予定にはございませんが、審議を尽くしたこの場で、このまま決定とさせていただきます。

ご欠席のお二人には、審議の状況によって、そのまま使用料体系の決定まで至る場合があることを予めお断りしている、とのこととございませう。また先ほどの審議の中で事務局からもありましたように、お二人からは特にどの案が良いという意見はなく、多数派の意見で良いという意見をいただいております。

ということで、皆様本日の審議をもちまして、使用料体系A案で決定いたしたいと思っております。よろしいでございませうか。

(異議がないことを確認)

議長 はい、ありがとうございます。では、そのように決定させていただきます。

さて残りの時間にですな、今度は答申書につきまして、事務局より説明をいただくことになっております。よろしく願いたいと思っております。

事務局 それでは、答申書について説明させていただきます。

第1回審議会にて、市長より審議会に対して「適切な下水道使用料の在り方」について「諮問」をいたしました。「諮問」とは、有識者や特定の機関に対して意見を求めることとございませう。

「答申」は「諮問」と対になるもので、当審議会においては、市長に対して意見を述べることでございませう。

最終的には、審議会にて審議した内容や委員皆様のご意見を「答申書」という書面にまとめまして、市長に対して提出していただくという形になります。

先ほど使用料体系を決定していただきましたので、事務局にて皆様のこれまでの審議の内容を基に、答

申書案を作成いたしましたして、次回第4回開催の前に皆様のご自宅に「答申書の案」として郵送をさせていただきます。

ご多忙の折、恐縮ではありますが、事前に内容をご確認いただきまして、第4回審議会では、答申書の内容について審議をしていきたいと思っております。

議長 はい、ありがとうございます。次回の審議会では、答申書の審議ということになります。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

(質疑等がないことを確認)

議長 ございませんようですので、事務局より次回審議会の説明をお願いいたします。

事務局 (事務局より次回の日程及び会場の説明)

なお、本日使用料体系が決定いたしましたので、皆様にこのような形でお集まりいただくのは、次回第4回が最後となる予定でございます。

第5回は12月中旬で答申を予定しておりますので、審議会を代表して会長と副会長にお願いしたいと存じます。

議長 ありがとうございます。何かご質問などございますでしょうか。

(質疑等がないことを確認)

議長 はい、ないようですね。

それでは本日の会議を終了いたします。本日の会議も皆様がたくさんのご意見をいただきまして、本当にありがとうございます。では、今日はここまでといたします。どうもお疲れ様でございました。

(4) 閉会

事務局 ご審議いただきありがとうございます。また疑問に思われる点等ございましたら、直接事務局にご質問いただくか、あるいは次回の審議会の場で改めてご質問いただければと思います。

繰り返しになりますが、次回審議会が11月17日、木曜日の午後2時から、会場はこの場所となりますので、よろしくお祈りいたします。また、改めて文書についてご案内いたしますので、よろしくお祈りいたします。

それでは長時間にわたりありがとうございます。

(散会)